

集中豪雨時等における情報伝達及び 高齢者等の避難支援に関する検討会

参考資料

新潟県・福井県に対する現地調査を実施の上、10/7に第1回会議開催後、廣井座長等による被災者調査、郡山市等との意見交換等も実施

< 第4回検討会 >

検討骨子

第1 避難情報の伝達

避難情報の体系・判断基準

- ・ 避難準備情報(仮称)の創設、各避難情報の意味合いの明確化・標準化
- ・ 今後定めるマニュアルに基づく、市町村による避難情報の具体的判断基準の作成 等
避難情報の伝達
- ・ 避難指示では市町村長が自ら避難を呼び掛けることなどによる、住民が生命にかかる危険であることをしっかり認識するための工夫・改善
- ・ 国レベルで各市町村からの避難情報をオンライン化し、ネットワークを通じて国民等に提供することと併せて、放送事業者、コンテンツ提供者(情報配信事業者)による防災情報の住民への提供促進 等
意思決定のための環境整備等
- ・ 気象官署、河川管理者と市町村との間で、ホットライン等を通じた相互の情報交換
- ・ 都道府県から市町村に対する避難情報に関する意思決定の助言等についての検討
- ・ 気象情報、河川の水位情報等の精度向上 等

第2 災害時要援護者等の避難支援

情報伝達体制の整備

- ・ 福祉関係機関等と防災関係機関との連携強化・情報伝達体制の構築
災害時要援護者情報を共有する仕組みの必要性
- ・ 個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいた共有情報等を活用した災害時要援護者の把握
避難支援プランの整備促進
- ・ 今後定めるガイドラインに示す取組事例を参考に、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めた、具体的な避難支援計画(避難支援プラン)の促進

< 年度内 >

各災害に応じた避難勧告等の判断基準、災害時要援護者の避難支援について先進的な市町村に対する調査等についての更なる検討

避難勧告等の判断基準
・伝達マニュアル(仮称)

検討報告

高齢者等災害時要援護者の
避難支援ガイドライン(仮称)